

一般社団法人 日本 e スポーツ協会 (JeSPA) 会員規則

第一章 総則

第一条 本規則の適用

本規則は、一般社団法人日本 e スポーツ協会（以下、「JeSPA」といいます）内の運営事務局が運営する日本 e スポーツ協会 (JeSPA) 会員組織（以下、「本会」といいます）に関して、全ての会員または入会申込者に適用します。

第二章 会員

第二条 入会手続

1. 本会は、JeSPA 会員サイト（以下、「会員サイト」といいます）にて入会申込みを受け、第三条に規定される会費の支払を含む JeSPA 会員サイト利用規約（以下、「会員サイト利用規約」といいます）に規定される手続を経た後に入会を承認します。
2. 未成年の方は、ご入会にあたり親権者の方のご了承を得ることとします。本会は未成年者からの入会申込みがあった場合、その親権者の了承があったものとみなし、親権者は当該未成年会員を管理・監督するものとし、未成年者が本会の会員として行った一切の行為及びその結果について、一切の責任を負うものとします。
3. 本会への入会申込みを行った者が次のいずれかに該当した場合、本会への入会を承認しない場合があります。
 - ① 入会申込者の申込内容が他の会員の登録情報の全部または一部と同じである場合であって、同一人物と考えられる場合
 - ② 入会申込者が、過去において、本規則違反等により会員資格の取消等の処分を受けたことがある場合
 - ③ 入会申込者の利用申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
 - ④ クレジットカードの発行会社または携帯電話会社より、入会申込者に対し利用停止処分等が行われている場合
 - ⑤ 入会申込者が、反社会的勢力に該当する法人に属する者若しくは個人又はこれらに準じる者であると認められた場合
 - ⑥ 前各号の他、合理的な事由により、運営事務局が不相当と判断する場合

第三条 会費

1. 本会の会費は、次のとおりとします。ただし、年会費等の金額は、会員に対する事前通知をもって変更することがあります。
 - ① 【一般会員】 入会金：0 円（税込）／年会費：3,000 円（税抜）

②【ジュニア会員】入会金：0円（税込）／年会費：1,500円（税抜）

※ジュニア会員とは該当年度に小学校、中学校、高校及び高等専門学校に在学している方を指します。

2. 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とします。また、年度途中の入会及び退会についても、月割計算を行わないものとします。

第四条 会員特典

会員に対して提供される特典は、運営事務局が別途定め、会員サイトその他を通じて、会員に告知するものとします。

第五条 会員証

1. 会員に対しては、毎年度、会員証が発行されます。会員は、JeSPAの活動に参加する際または、前条に規定される特典を受けようとする際は、本会またはJeSPAの求めに応じて会員証を提示する必要があります。会員証の提示がない場合、JeSPAの活動に参加できない場合や、特典を受けることができない場合があることを承諾します。
2. 会員は、会員証を紛失し、または盗難にあった場合には、速やかに運営事務局に連絡するものとします。
3. 会員は、前項に規定する場合のほか、会員情報に変更が生じた場合、会員サイト利用規約に規定される所定の手数料を支払って、会員証の再発行を受けることができます。

第六条 会員への情報の通知

運営事務局は、会員に対し、会員サイトまたは郵送・メールその他運営事務局が適当と判断する方法により、第四条に規定する会員特典に関する情報その他の情報を通知します。

第七条 会員情報の変更

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他入会申込み時に会員サイトを通じて運営事務局に届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに運営事務局まで届出を行うものとします。
2. 会員が、前項の届出を怠った結果、運営事務局からの告知等が会員に到達しなかった場合、運営事務局及びJeSPAは一切責任を負わないものとします。
3. 第1項に規定する会員情報に誤りがあった場合（正しくない情報が登録され第三者に誤送されている場合や電話番号、メールアドレスに誤りがあり、正しく連絡が取れない場合など）、必要な範囲内において、運営事務局が個人情報の一部の変更を行うことに予め異議なく承諾するものとします。

第八条 禁止事項

1. 会員は本会において以下の行為を行わないものとします。
 - ① 会員資格を第三者に譲渡し、または、第三者と共有する行為
 - ② 本会の会員特典を第三者に利用させる行為
 - ③ 会員証を第三者に譲渡し、または、利用させる行為
 - ④ 1名で複数の会員資格を取得する行為
 - ⑤ 会員資格を利用して入手した物品等を営利目的で譲渡する行為
 - ⑥ 他者（本会を含む。以下同）の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑦ 他者の財産・プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑧ 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - ⑨ 本会に対して運営を妨害し、または不利益や損害を与える行為
 - ⑩ 本会を利用した営業活動・営利目的の行為、またはその準備を目的とした行為
 - ⑪ 詐欺等の犯罪および犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑫ 無限連鎖講（ねずみ講またはこれに類似するもの）を開設する、又これらへの参加を勧誘する行為
 - ⑬ 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑭ 他者になりすまして本会会員資格を利用する行為
 - ⑮ 法令・本規則に違反する行為、または本会及び JeSPA の理念や設立趣旨、基本方針とはかけ離れた行為、若しくはそのおそれのある行為
 - ⑯ その他、運営事務局が不適切と判断する行為
2. 前項各号に該当する行為によって本会、JeSPA または第三者に損害が生じた場合、会員資格を喪失した後であっても、当該会員は全ての法的責任を負うものとし、本会及び JeSPA に一切迷惑をかけないものとします。

第九条 退会等

1. 会員が第三条第二項に規定する年会費有効期間中に退会を希望する場合には、会員サイトを通じて会員自ら退会の届出を運営事務局に対して行うものとします。その際、当該会員は本会または JeSPA に対する債務がある場合にはその全額を直ちに支払うものとします。
2. 会員サイト利用サービスから退会した場合も会員は本会を退会したものとみなします。ただし、サイト利用契約の有効期間が満了した場合であって、サイト利用規約第6条の規定により、利用契約が延長された場合はこの限りではありません。
3. 会員が死亡した場合には、本会の会員資格を喪失するものとし、会員資格は相続されないものとします。第六条第一項各号の規定に違反した場合、その他、運営事務局が適当と判断した場合には、会員資格を取り消すことがあります。

4. 前各項の場合、本会は、理由の如何を問わず、既に支払われた会費等の払い戻し義務を一切負わないものとします。
5. 運営事務局は、会員からの本サービスの退会の届出を受領してから1年間は会員の個人情報、利用履歴を保有し管理するものとします。尚、1年間を経過した情報は遅滞なく消去するものとします。

第三章 個人情報の取扱い

第十条 利用目的・取扱い

1. 運営事務局及びJeSPAは、会員より提供を受けた個人情報を、以下の目的に利用できるものとします。尚、以下の目的以外で個人情報を利用する場合は、改めてその目的を通知するものとします。
 - ① 会員への情報通知、会員特典の提供、会員証の送付
 - ② 本会の提供する特典、JeSPAの活動内容を決定する際に参考とすること
 - ③ JeSPAに関するアンケートの実施
 - ④ 本会に対する問合せ対応等のユーザサポートの実施
2. 会員は、運営事務局及びJeSPAが前項に定める利用目的のために、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、代金決済内容などの会員の情報を、記録(電話でのお問合せ時に行う通話録音を含みます)することに同意するものとします。また、個人情報の提供をしない会員や誤った個人情報を提供した会員は、会員特典等やその情報の提供が受けられないことを予め異議なく承諾します。
3. 会員は、第1項の利用目的の範囲内で、運営事務局及びJeSPAが、かかる業務遂行のために個人情報を利用すること、また、そのために必要な範囲で運営事務局及びJeSPAが個人情報の一部(氏名、住所、電子メールアドレスなど)を利用することに予め同意するものとします。

第十一条 第三者への提供

運営事務局及びJeSPAは、会員から取得した個人情報を、予め会員の同意を得ることなく第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の

遂行に支障を及ぼす場合

第四章 雑則

第十二条 本規則の変更

1. 運営事務局は会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本会の会員特典その他サービス内容の変更を含め、本規則を変更することが出来るものとします。
2. 運営事務局は、前項の場合、第六条の規定に従い、事後に会員に対し通知を行うものとします。本規則の変更後の会員による会員サイトの利用その他の会員サービスの利用をもって、変更後の規則が会員に対して効力を生じるものとします。

第十三条 会員サービスの停止

1. 運営事務局は本会の運営状況その他予期できない事情により、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本会のサービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。
2. 運営事務局は、前項の場合、第六条の規定に従い、事後に会員に対し通知を行うものとします。

第十四条 解散

1. 運営事務局は、運営事務局の活動状況その他の事情により本会の運営を継続し難いと判断した場合には、本会を解散するものとします。
2. 前項の場合、運営事務局は会員に対し、すでに入金済みの会費等の返還は行わないものとします。
3. 運営事務局は、前項の場合、第六条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第十五条 免責事項

1. 本会のサービス内容は、その時点で提供可能なものとします。運営事務局及び JeSPA は、会員に提供するデータ等について、その安全性・正確性・有用性等について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 運営事務局及び JeSPA は、会員が登録したデータ等の流出・消失・第三者による改ざん等について、いかなる責任も負わないものとします。
3. 前各項の他、本会の利用により発生した会員の損害、および本会サービス提供の遅延・変更・中断・中止・停止・廃止、本会の解散等の結果、会員又は第三者が被った損害等について、本会及び JeSPA（運営事務局含む）は、故意または重大な過失がある場合を除いて、損害賠償義務その他一切の責任を負わないものとします。

第十六条 紛争の解決

1. 本サービスに関連して、会員と JeSPA（運営事務局含む）との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。
2. 前項に基づいた協議をしても解決しない場合、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第十七条 準拠法

本規則の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

付則：この規則は平成 28 年 6 月 10 日から施行します。